

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業
入札説明書

徳島県

令和8年7月7日

【令和8年8月5日修正版】

《目 次》

第1 入札説明書等の位置づけ	1
第2 事業の概要	2
1. 事業内容に関する事項	2
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1. 事業者選定の方法	5
2. 事業者選定委員会	5
3. 選定事業者の募集及び選定の手順	6
4. 提案に関する留意事項	14
5. 予定価格等	16
第4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担	17
2. 提供されるサービス水準	17
3. 選定事業者の責任の履行に関する事項	17
4. 県による事業の実施状況の監視	17
第5 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1. 立地に関する事項	19
2. 施設計画の考え方	20
第6 事業計画または協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
1. 係争事由に係る基本的な考え方	21
2. 管轄裁判所の指定	21
第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	22
1. 議会の議決	22
2. 使用言語及び通貨	22
3. 情報提供	22
4. 応募に伴う費用負担	22
5. 問合せ先	22

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、徳島県（以下「県」という。）が、阿波吉野川警察署庁舎等整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者を総合評価落札方式により募集及び選定するため、本事業への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）を対象に配布するものである。

入札説明書に合わせ配布する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出する。

県は、入札説明書等の内容を見直し、変更を行う場合がある。変更を行った場合には、速やかにその内容を徳島県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）にて公表する。

なお、入札説明書等と実施方針及び要求水準書（案）を比較して相違がある場合は、入札説明書等の規定を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

- 別添1：要求水準書
- 別添2：落札者決定基準
- 別添3：様式集及び記載要領
- 別添4：契約金額の支払い条件
- 別添5：設計・施工請負契約書（案）

第2 事業の概要

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業

(2) 事業に供される公共施設の種類の

警察施設

(3) 事業の対象となる公共施設等の名称

阿波吉野川警察署

阿波吉野川警察署庁舎（以下、「新庁舎」という。）、職員公舎棟（以下、「新職員公舎」という。）、車庫棟（以下、「新車庫」という。）及びこれら施設の外構等を「本施設」という。本事業の整備対象施設は、本施設とし、本施設の敷地を「事業対象地」という。

また、本事業における解体対象施設は、旧阿波吉野川警察署（以下、「旧庁舎」という。）、職員公舎岡山、職員公舎川島町2及びこれら施設の外構等とし、「解体対象施設」という。

表 1 本事業の対象施設

本施設	新庁舎、新職員公舎、新車庫
	外構等
解体対象施設	旧庁舎、職員公舎岡山、職員公舎川島町2
	外構等

(4) 公共施設等の管理者の名称

徳島県知事 後藤田 正純

(5) 事業目的

阿波吉野川警察署庁舎は、県央部における治安・防災対策の中核拠点となるものであるが、旧吉野川警察署庁舎を本庁舎として運用しており、建築から60年が経過するとともに、署員数の増強により、老朽化・狭隘化が著しい状況となっている。このような状況を踏まえ、早急な建替えが必要である。

また、本事業においては、設計・施工一括発注方式（DB方式）を活用して、効率的かつ効果的に本施設の設計及び建設を行い、県の事務手続きの負担軽減等、警察活動の一層の向上に資することを目的とする。

(6) 事業内容

本事業を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）は、以下の業務を行う。

対象施設ごとの業務範囲、県と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添1：要求水準書に示すとおりである。

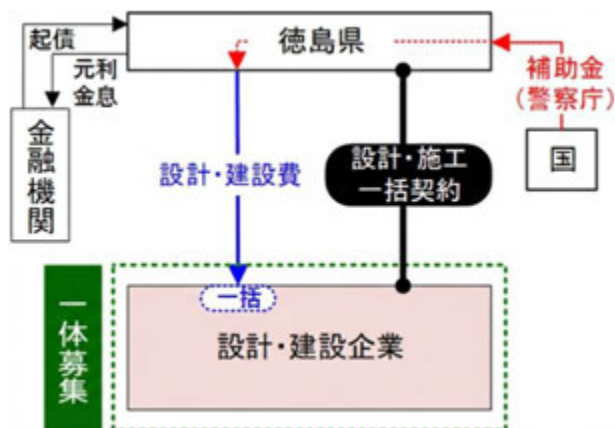
ア 施設整備業務

- a. 設計業務
- b. 建設業務
- c. 工事監理業務

イ 解体業務

(7) 事業方式

本事業は、県と契約を締結した選定事業者が、県と本事業に係る設計・施工一括契約を締結し、本施設の設計及び建設を行った後、県に施設を引き渡す設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施する。



(8) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工一括契約締結日から令和13年9月30日までとする。

① 施設整備業務

- 設計・建設期間は、契約締結日から令和12年9月13日までとする。
ただし、本施設の建設は、別途県で実施する旧農業研究所鴨島分場の解体工事完了後に実施する。旧農業研究所鴨島分場の解体工事は令和9年9月以降、順次着手し、令和10年9月末の完了を予定している。
- 同解体工事完了までには、4ヶ月程度の事後調査等の期間を含んでいることから、同調査等が不要となった場合、令和10年6月1日からの着工も可能となるため、詳細な着工時期等については、県との協議による。なお、同調査等を実施する場合でも、振動・騒音を伴わない（同調査等に影響を与えない）現地立ち入り等は可能とするが、作業日程やその内容等については、事前に県と協議して決定すること。
- 旧農業研究所鴨島分場の解体工事前の令和9年5月中旬～8月中旬の約3ヶ月間、事業対象地内で地質調査を実施することを可能とする。なお、同期間の事業対象地における地質調査実施可能箇所は別添1：要求水準書【添付資料4 地質調査資料】に示すとおりであるが、詳細な調査箇所は県との協議をもって決定すること。
- 事業対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地外であるが、要求水準書【添付資料24 埋蔵文化財試掘調査実施資料】に示すとおり、2回に分けて埋蔵文化財試掘調査を実施する。第1回の同調査結果については、令和8年8月中に公表する予定としている。なお、別途県で実施する旧農業研究所鴨島分場の解体工事では、工事立会を行う予定である。

② 解体業務

解体対象施設の解体業務期間は、令和13年9月30日までとする。

また、解体対象施設の敷地は周知の埋蔵文化財包蔵地外であるが、解体工事の施工時に工事立会を行う。

(9) 選定事業者の収入

県は、選定事業者が実施する業務の対価として、それぞれの業務費を支払う。

県は、施設整備業務及び解体業務に係る対価については、各業務の実施年度に合わせて支払う予定である。

具体的な支払い方法等については、別添4：契約金額の支払い条件に提示する。

(10) 本事業の契約に関する手順

県は、本事業を実施するため、選定事業者との間で仮契約を締結し、県議会の議決をもって、設計・施工請負契約を締結する。選定事業者は、当該設計・施工請負契約に基づいて本事業を実施する。

設計・施工請負契約書の詳細は、別添5：設計・施工請負契約書（案）に示す。

(11) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令等）及び条例等（条例、規則等）を遵守すること。

具体的な関係法令等については別添1：要求水準書に示すとおりである。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の方法

本事業は、事業者に効率的・効果的に質の高い施設整備を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、事業者の選定に当たっては、業務費をはじめ、設計能力、建設能力、工事監理能力等を総合的に評価することとする。

また、事業者の募集及び選定の方法は、競争力の担保及び透明性の確保に配慮した上で、「総合評価落札方式」を採用することとする。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定の対象であり、入札手続きは、「地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

2. 事業者選定委員会

県は、事業者の選定に当たり、公平性及び透明性を確保することを目的に、阿波吉野川警察署庁舎等整備事業に係る事業者選定委員会を設置し、同選定委員会による最優秀提案者の選定結果に基づき、落札者を決定する。詳細は、別添2：落札者決定基準による。

3. 選定事業者の募集及び選定の手順

(1) 選定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

事業者の募集及び選定に関する一連の手続きにおいて、応募者がいない、またはいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、県は、落札者を決定せず、入札手続きの執行を中止する場合がある。

表 2 選定の手順及びスケジュール

日程（予定）		内容
令和8年	7月7日（火）	入札公告
	7月14日（火）	現地説明会
	7月21日（火） ～7月22日（水）	直接対話
	7月29日（水）	質問受付締切（1回目）
	8月20日（木）	質問回答の公表（1回目）
	9月4日（金）	参加表明書及び参加資格確認書類の受付締切
	9月14日（月）	参加資格確認結果の通知
	9月18日（金）	質問受付締切（2回目）
	10月9日（金）	質問回答の公表（2回目）
	11月6日（金）	提案審査書類等受付締切、入札・開札
	12月上旬	最優秀提案者の選定に係るヒアリング（プレゼンテーション）
	12月中旬	落札者決定
令和9年	1月中旬	設計・施工請負仮契約締結
	3月	設計・施工請負契約締結

(2) 応募手続き等

① 現地説明会の実施

本事業の趣旨や本施設等の現状について、民間事業者の理解促進を図るため、現地説明会を実施する。なお、参加は任意であり、参加の有無が提案審査に影響することはない。

日時	令和8年7月14日（火） 13時15分～17時00分（予定）
場所	阿波吉野川警察署 〒779-3301 徳島県吉野川市川島町川島 550-1
申込期限	令和8年7月10日（金）17時まで
申込方法	「別添3：様式集及び記載要領」に規定する「様式1-1 阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・現地説明会参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第8 5 問合せ先」に示すE-mail 宛に送付する。 送付する際の件名は、「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・現地説明会参加申込 ●●」（●●は提出企業名）とする。
参加人数	1社5名以内とする。
留意事項	当日は入札説明書等の配布を行わないため、応募者において持参すること。

② 直接対話の実施

本事業及び募集の趣旨について、民間事業者の理解促進を図るため、県と民間事業者との直接対話を実施する。なお、参加は任意であり、参加の有無が提案審査に影響することはない。

日時	令和8年7月21日（火） 9時30分～17時00分 令和8年7月22日（水） 9時30分～17時00分 直接対話への参加申込者に対して、別途、県から開催案内（開催時間、対話時の県からの質問事項及び県への事前質問の受付 等）を通知する。 ※1社又は1グループあたり、1時間程度を予定
場所	徳島県警察本部 〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5-1
申込期限	令和8年7月14日（火）17時まで
申込方法	「別添3：様式集及び記載要領」に規定する「様式1-2 阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・直接対話参加申込書」に記入し、上記の申込期限までに「第8 5 問合せ先」に示すE-mail 宛に送付する。 送付する際の件名は、「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・直接対話参加申込 ●●」（●●は提出企業名）とする。
参加人数	1社当たり4人以内とする。応募予定のグループで参加する場合は1グループあたり合計10人以内とする。
対話内容	原則、非公表 ※対話結果は県の判断により、入札説明書等に反映し、公表する場合がある。
留意事項	当日は入札説明書等の配布を行わないため、応募者において持参すること。

③ 入札説明書等に関する質問・意見及び回答

入札説明書等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付締切	1回目：令和8年7月29日（水）17時まで 2回目：令和8年9月18日（金）17時まで
提出方法	「別添3：様式集及び記載要領」に規定する「様式 1-3 阿波吉野川警察署庁舎等整備事業に係る入札説明書等に関する質問及び意見（○回目）」（○は回数）に記入し、上記の期間で「第8 5 問合せ先」に示すE-mail宛に送付する。 送付する際の件名は、「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業に係る入札説明書等に関する質問及び意見（○回目） ●●」（○は回数、●●は提出企業名）とする。 ※ファイル形式は、Excel ファイルのまま送付すること。
回答公表日時	1回目：令和8年8月20日（木）（予定） 2回目：令和8年10月9日（金）（予定）
公表方法	提出された全ての質問については、原則として、県警ホームページを通じて公表する。なお、意見についての回答は行わない。

④ 参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の受付

応募者は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書等を県に提出し、確認を受けること。参加表明書及び入札参加資格確認申請書等を以下のとおり受け付ける。

受付期間	令和8年7月7日（火）9時～9月4日（金）17時 9時～12時、13時～17時 ※土日、祝日は除く。
提出方法	「別添3：様式集及び記載要領」に規定する入札参加資格確認申請時必要書類等に必要事項を記入の上、「第8 5 問合せ先」に郵送または持参により提出すること（郵送の場合は、特定記録郵便等送達状況を確認できる方法により行うこととし、受付期間内必着とする。）。なお、県は、提出された参加表明書及び入札参加資格確認申請書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該書類等の再提出を求めることがある。なお、持参の際は、「第8 5 問合せ先」に事前連絡を行うこと。また本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので持参すること。

⑤ 参加資格確認の通知

参加資格の確認の結果は、参加資格確認結果通知書により令和8年9月14日（月）までに応募者の企業宛に通知する。

なお、参加資格の確認の結果において参加資格があると認められた者でも、県に提出した書類等に虚偽の記載をした場合、または重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

⑥ 本事業の業務内容に係る資料の貸与

本事業の業務内容に係る資料（地積測量図、接道平面図 等）の貸与方法は、以下のとおりとする。なお、貸与資料については、別添1：要求水準書を参照すること。

貸与日時	令和8年7月7日（火）～11月5日（木） 9時～12時、13時～17時 ※土日、祝日は除く。
貸与方法	資料の貸与にあたっては、本事業の検討以外の目的での使用を禁ずるため、「様式 1-5 資料の貸与に係る申込書・誓約書」の提出を必須とする。なお、申込書・誓約書は自署とする。 <共通>

	「第8 5 問合せ先」に電子メールにて資料の貸与の希望を申し出る。なお、メールの件名は「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業・資料の貸与希望 ●●」（●●は企業名）とする。メール本文には、資料の貸与希望者（窓口担当者1名）の所属・役職、氏名、電話番号、メールアドレスを記載の上、対面受取、郵送受取のどちらを希望するか記載する。 なお、既存施設の図面一式は一部の図面を除き電子データ（CD-R）に格納せず、原本の貸与（対面受取）のみとする。 事務局は、対面受取を希望する者には、受取可能日時を連絡する。 貸与資料（電子データ（CD-R））の返却を郵送で行う場合は、特定記録郵便等送達状況を確認できる方法により行う。 <警察本部会計課での対面受取を希望する場合> 事務局から指示された受取可能日時にて、作成した「様式 1-5 資料の貸与に係る申込書・誓約書」を持参・提出し、電子データ（CD-R）を受け取ること。受領した電子データ（CD-R）は受領日から5営業日後に返却すること。 <郵送による資料貸与を希望する場合> 「第8 5 問合せ先」宛てに「様式 1-5 資料の貸与に係る申込書・誓約書」を郵送等により提出する。郵送の際、返送用として特定記録郵便等の送達状況の確認が可能な封筒（レターパック等）を同封すること。県にて「様式 1-5 資料の貸与に係る申込書・誓約書」の受領を確認後、電子データ（CD-R）を返送用封筒にて郵送する。受領した電子データ（CD-R）は受領日から5営業日後に返却すること。
--	---

⑦ 入札提案の受付及び開札

以下のとおりとする。

受付日時	令和8年11月6日（金） 13時30分～15時30分 （郵送による場合は同月2日（月）17時まで必着）
開札日時	令和8年11月6日（金） 16:00
提出方法	「別添3：様式集及び記載要領」に規定する提案審査書類を持参又は郵送にて提出すること。入札書にあつては封筒へ入れ、表面に「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業入札書在中」と朱書きし、密封すること。（郵送の場合は、特定記録郵便等送達状況を確認できる方法により行うこととする。） ファクシミリ及びE-mailによる提出は認めない。 なお、持参の際は、「第8 5 問合せ先」に事前連絡を行うこと。また本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので持参すること。
受付・開札場所	〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5-1 徳島県警察本部 302 会議室

⑧ 提案に関するヒアリング（プレゼンテーション）の実施

提案審査書類の審査に当たって、応募者に対し、提案の内容に関するヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。後日、実施時期及び開催場所等詳細を応募者の代表企業に連絡する。

⑨ 選定結果の通知及び公表

県は、最優秀提案者の選定後、選定結果を速やかに応募者の代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、審査結果については、県警ホームページにおいて公表する。

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとして拡大共同企業体を組成し、応募手続きを代表して行い、設計業務、建設業務、工事監理業務、解体業務を一体的に実施するために構成企業のとりまとめを行う企業（以下、「総括企業」という。）を定めるものとする。総括企業は、当該共同企業体への出資比率が最大の者とする。

① 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 用語の定義

拡大共同企業体	複数の企業で構成される本事業へ応募する共同企業体（乙型）
総括企業	応募者のうち、拡大共同企業体への出資比率が最大で、応募手続きを代表して行い、構成企業のとりまとめを行う企業
構成企業	応募者のうち、総括企業以外の拡大共同企業体を構成する企業
設計企業	応募者のうち、設計業務を行う企業
建設企業	応募者のうち、建設業務を行う企業
工事監理企業	応募者のうち、工事監理業務を行う企業
解体企業	応募者には含めず、建設企業からの下請により解体業務を行う企業 ※総括企業が元請で解体業務を行うことは可とする。
個別共同企業体	応募者のうち、設計業務・工事監理業務・建設業務を担う共同企業体 ※設計業務と工事監理業務を担う共同企業体の場合も可とする。

イ 応募者が組成する拡大共同企業体は分担施工方式（乙型）とし、設計業務・工事監理業務・建設業務について個別共同企業体を組成する場合は、分担設計方式（乙型）・分担施工方式（乙型）、共同設計方式（甲型）・共同施工方式（甲型）の両方式を可とする。

ウ 拡大共同企業体は、「拡大共同企業体協定書」に、個別共同企業体は「個別共同企業体協定書」に基づく協定をそれぞれ締結するものとする。

エ 設計業務・工事監理業務・建設業務について個別共同企業体を組成する場合は、その構成員数は2又は3により構成されるものとする。

オ 解体企業は、応募者に含めず、建設企業の下請企業として参加するものとする。ただし、解体企業は、及びに示す要件を満たすものとする。なお、第33.(3)②ア及びオに示す要件を満たす総括企業が解体業務を行うことも可とする。

カ 複数の要件を満たす企業は当該複数の業務を実施することができる。

ただし、建設企業及び建設企業と資本面又は人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできない。

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、

「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。(以下同様とする。)

キ 参加表明書の提出以降、応募者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、県が変更を承認した場合は、この限りではない。

ク 応募者を構成する全ての企業は、同時に他の応募者の総括企業又は構成企業となることはできない。

② 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

応募者の総括企業及び構成企業は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。また、応募者の総括企業及び構成企業は以下の事項を満たすこと。

- a. 総括企業及び全ての構成企業は、令和8年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に本事業においてそれぞれが担う業務で登載されている者であること。ただし、建設企業及び解体企業は、入札公告日において当該名簿に未搭載である場合、令和8年徳島県告示第360号（令和8年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等を定めた件）により資格審査の申請を行い、この入札の参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日までに登載を決定された者であること。
- b. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- c. 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- d. 入札公告日から開札日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- e. 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置の対象となっていない者であること。
- f. 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。
- g. 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所閉鎖命令を受けていない者であること。
- h. 最近1年間において法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- i. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続きまたは民事再生法に基づく再生手続きの開始申立てによる手続き開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- j. 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 514 条の規定による特別清算開始の命令を受けていない者であること。
- k. 手形または小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- l. 本事業の導入可能性調査業務又はアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

なお、本事業の導入可能性調査及びアドバイザー業務に関与した者は以下のとおりである。

- ・導入可能性調査業務に関与した者
八千代エンジニアリング株式会社
 - ・アドバイザー業務に関与した者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
- m. 選定委員（別添 2：落札者決定基準で示す選定委員会の委員）の所属する企業及びその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

イ 設計業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。なお、設計企業として個別共同企業体を組成する場合は、全ての構成員が、設計業務を複数企業で行う場合は全ての者が一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- b. 令和 8 年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において、希望業務内容が「建築一般」で掲載されている者であること。なお、設計企業として個別共同企業体を組成する場合は、全ての構成員が、設計業務を複数企業で行う場合は全ての者が当該要件を満たすこと。
- c. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1 棟の延べ面積が 3,000 m²以上の庁舎又は事務所の実施設計業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体としての設計実績の場合は、代表者として設計した実績を有する者であること。なお、設計企業として個別共同企業体を組成する場合や設計業務を複数の者が分担して業務を行う場合にあっては、主たる者が当該要件を満たしていること。

ウ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 担当する建設業務に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。なお、建設企業として個別共同企業体を組成する場合は、全ての構成員が、建設業務を複数企業で行う場合は全ての者が当該要件を満たすこと。
- b. 令和 8 年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において、建設工事の種類が「建築一式工事」で掲載されている者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値が、880 点以上の者であること。なお、建設企業として個別共同企業体を組成する場合は、全ての構成員が、建設業務を複数企業で行う場合は全ての者が、当該要件を満たすこと。

- c. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、1 棟の延べ面積が 3,000 m²以上の庁舎又は事務所の建築工事（新築に限る）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。なお、建設企業として個別共同企業体を組成する場合や建設業務を複数企業で行う場合にあっては、主たる者が当該要件を満たしていること。

エ 工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 工事監理業務のうち、「建築工事の工事監理」を担当する場合は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。なお、工事監理企業として個別共同企業体を組成する場合は、全ての構成員が、工事監理業務を複数で行う場合は全ての者が一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- b. 令和 8 年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）において、希望業種内容が「建築一般」で登録されている者であること。なお、工事監理企業として個別共同企業体を組成する場合は、全ての構成員が、工事監理業務を複数企業で行う場合は、全ての者が当該要件を満たすこと。
- c. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1 棟の延べ面積が 3,000 m²以上の庁舎又は事務所の工事監理業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体としての工事監理実績の場合は、代表者として工事監理をした実績を有する者であること。なお、工事監理企業として個別共同企業体を組成する場合や工事監理業務を複数の企業が分担して業務を行う場合にあっては、主たる者が当該要件を満たしていること。

オ 解体業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。なお、解体業務を複数企業で行う場合は全ての者が当該条件を満たすこと。
- b. 令和 8 年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（建設業者）において、建設工事の種類が「解体工事」で登録されている者であること。なお、解体業務を複数企業で行う場合は全ての者が当該条件を満たすこと。
- c. 平成 28 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、1 棟の延べ面積が 1,000 m²以上の建物の解体業務を元請として履行した実績を有すること。ただし、共同企業体としての解体工事实績の場合は、代表者として解体工事をした実績を有する者であること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合にあっては、解体業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書等の受付日とする。

4. 提案に関する留意事項

(1) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 入札説明書等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 入札の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 第3 3(3)①アに規定する総括企業以外の者が行った入札
- ② 第3 3(2)④に規定する入札参加資格の確認により入札参加資格が認められなかった者の行った入札
- ③ 第3 3(2)④に規定する入札参加資格の確認について虚偽の申請をした者の行った入札
- ④ 第3 3(2)④に規定する入札参加資格を受けたが、開札の時点において第3 3(3)に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった者の行った入札
- ⑤ 徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)第24条各号又は競争契約入札心得第5の各号のいずれかに該当する入札
- ⑥ その他県の指示に従わなかった者の行った入札

(5) 入札の中止等

この入札は、取りやめることまたは延期することがある。また、落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(6) 提出書類の取り扱い・著作権等

① 提出書類の変更等の禁止

誤字等を除き、提出書類の変更、差し替えまたは再提出は原則認めない。

② 著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときは、県は応募者の確認を得た上で、提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、徳島県情報公開条例(平成13年3月27日条例第1号)等の関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、または県が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部または一部を公開または公表するものとする。例外的に、応募者の技術力やノウハウ等公開または公表することにより応募者の正当な利益を害する情報がある場合には、県の判断で非公開とするものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、県は本事業の客観的評価の公表以外に原則として使用しない。なお、企画提案書は返却しない。

③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者

が負うこととする。

(7) 県からの提示資料の取り扱い

県が本事業の入札手続きにおいて提示する資料は、本事業提案に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された応募者が入札を辞退する場合は、入札書類等の提出期限までに、辞退届（「別添3：様式集及び記載要領」様式2-10）を「第8 5 問合せ先」に示す担当課に郵送または持参にて提出する。

5. 予定価格等

本事業の予定価格は、以下に示すとおりとする。

予定価格 6,679,090,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第4 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予測されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担の詳細は、別添5：設計・施工請負契約書（案）を参照すること。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、別添1：要求水準書に提示する。

3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、別添5：設計・施工請負契約書（案）に基づき作成された設計・施工請負契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、設計・施工請負契約締結に当たっては、契約の履行を確保するため、契約保証金等の方法による設計・施工請負契約の保証を行うことを想定している。

4. 県による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

県は、選定事業者が実施する本施設等の設計・建設業務について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、設計・施工請負契約書（案）に定める。

(2) モニタリングの時期

① 基本設計・実施設計時

県は、選定事業者によって行われた設計が県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

② 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の確認を行う。

③ 工事施工完了時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。

(3) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、契約書で定められた要求水準が達成されていない場合は、支払いの延期や支

払減額、改善勧告、契約解約等の対象となる。詳細は、別添5：設計・施工請負契約書（案）を参照すること。

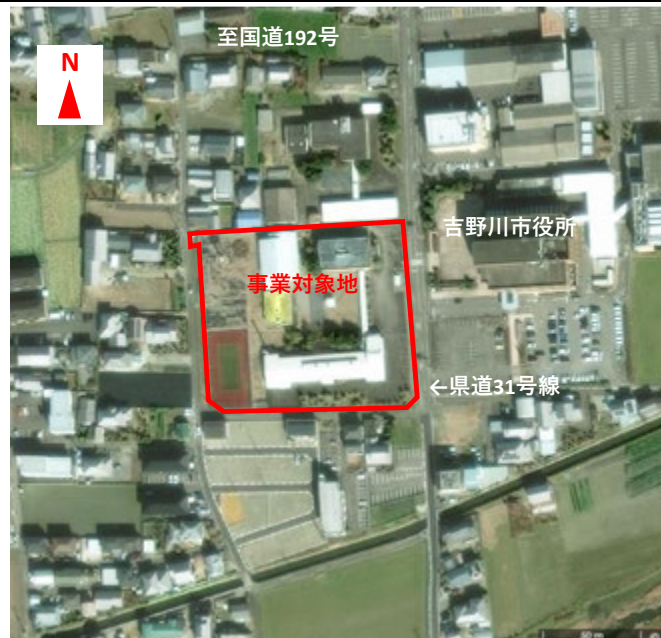
第5 本施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

事業対象地の立地条件は以下のとおりである。

表 3 事業対象地の立地条件

施設名称	阿波吉野川警察署
住所	徳島県吉野川市鴨島町鴨島 88-1 旧農業研究所鴨島分場
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居地域
誘導区域等	都市機能誘導区域／居住誘導区域
敷地面積	9,675.71 m ² ※なお、事業対象地西側に隣接する民有地（約 42 m ² ）を購入する予定がある。
容積率／建蔽率	200％／60％
電話線	南・東・西面道路：架空線あり
ガス管	都市ガス供給エリア外
上下水道	上水道：南面道路（管径 150 φ）、東面道路（管径 350 φ） 西面道路（管径 75 φ） 下水道：南・東・西面道路（管径 250 φ）
その他	河川洪水浸水想定 吉野川 想定最大規模：3.0m～5.0m 飯尾川 想定最大規模：0.5m～3.0m ・事業対象地の近隣に取水場があるため、工事による地下水への影響に留意が必要。



出典：Copyright©NTT インフラネット株式会社 All Rights Reserved., Vantor.

図 1 事業対象地の位置図

2. 施設計画の考え方

施設内容、規模、配置等は、別添1：要求水準書を参照すること。

第6 事業計画または協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画または協定等の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計・施工請負契約に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所の指定

設計・施工請負契約に関する紛争については、公共施設等の管理者の事務所所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合の措置は別添5：設計・施工請負契約書（案）に示す。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本事業に当たり、その予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を、令和8年2月定例会で議決をしている。

設計・施工請負契約締結に関しては、令和9年2月定例会に議案を提出する予定である。

2. 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

3. 情報提供

情報提供は、適宜、県警ホームページを通じて行う。

4. 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。

5. 問合せ先

徳島県警察本部 警務部 会計課 拠点企画係

〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5-1

電話：088-622-3101（内線2291）（内線2292）（内線2293）

E-mail：f-kikaku@police.pref.tokushima.jp